

# 中央防災会議議事録

中央防災会議事務局

# 中 央 防 災 会 議 議 事 次 第

日時：平成14年4月23日17:00～17:55

場所：官邸大食堂

## 1．開 会

## 2．会長挨拶（内閣総理大臣）

## 3．議 題

（1）地震防災対策強化地域の指定について

（2）防災基本計画の修正について

（3）今後の地震対策の基本的方向について

（4）その他

- ・中央防災会議の専門調査会の審議状況について
- ・平成14年度総合防災訓練大綱について
- ・災害に関する近況報告等

## 4．閉 会

防災担当大臣 それでは、ただいまから中央防災会議を開会いたします。

本日は、地震防災対策強化地域の指定、防災基本計画の修正などにつきまして御審議をいただきます。

それでは、まず、国会議の会長でございます小泉内閣総理大臣よりごあいさつをいただきます。

内閣総理大臣 今日はお忙しいところありがとうございます。

本日は、東海地震に関する地震防災対策強化地域の指定の見直しや防災基本計画の風水害対策編及び原子力災害対策編の修正等について、御審議いただくべく、活発な御議論を期待しております。

私は防災について、行政のさまざまな分野に横断的に関連する性質を有する、広がりを持ったテーマだと考えております。

「備えあれば憂いなし」。これは大規模災害への対応は、先般国会に提出した武力攻撃事態対処法案において、緊急事態への対処の枠組みに盛り込まれているように、危機管理の要諦であります。国が果たすべき基本的な責務でもあります。

平時において防災を考える場合は、公共事業の在り方との関連も重要な側面を持っております。構造改革の一環として、公共事業の見直しが図られている中においても、国民の生命の確保に直結する防災の視点は、引き続き重視されるべきテーマだと考えております。現在政府は、都市再生プロジェクトを進めておりますが、これからの都市が、その魅力や国際競争力を高めていくには、「災害に強い都市」でなければなりません。ここでも防災は重要な基本理念だと思っております。

また、民間部門の参入も重要であります。「災害に強い国」の実現を考える場合、官が税金を投入して直接推進できる対策は限られており、むしろいかに民間の知恵と力を活用するかが重要であります。例えば、情報が勝負と言われる災害対策において、IT産業の参入は不可欠だと思っております。災害対策の分野に、「市場」のスピード、活力を導入できれば、質・量ともに充実した対策が可能となるのではないかと思います。

民間の力の活用という観点からは、ボランティアやNPOとの連携の拡大も不可欠な課題であると思っております。過去の災害における事例を検証し、今後の推進方策をよく検討していただきたいと思います。

以上申し上げた観点については、本会議の場ばかりでなく、さまざまな専門調査会の場などにおいても常に念頭に置いて議論すべきであり、特に民間委員の皆様の視点や知恵を活用しつつ、議論を進めていただくことを期待しております。よろしく申し上げます。

防災担当大臣 どうもありがとうございました。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。本日の議題は、お手元に配布してございます資料をごらんいただきたいと思っております。時間の制約がございますので、議題第1．地震防災対策強化地域の指定についてから、第4．その他までを一括して事務局より御説明をさせていただきます。

内閣府高橋政策統括官 それでは、事務局より御説明いたします。

まず、「地震防災対策強化地域の指定」でございます。資料1-1をごらんいただきたいと思っております。東海地震の新たな震源域によります大きな地震動、津波の生じる地域につきましては、昨年、12月の中央防災会議におきまして、お手元の図に出ておりますように、震度の分布につきましては、従来の赤の線で囲んでおります強化地域から震度6弱以上のところが愛知県を中心に、かなり西に拡大いたしました。また、津波の高さにつきましても、従来の強化地域の範囲を超えまして、紀伊半島等に拡大してございます。それを受けまして、昨年12月の中央防災会議では、総理より強化地域の指定の見直しにつきまして、大規模地震対策特別措置法に基づきまして、この中央防災会議に諮問がございました。そして、この強化地域の見直しの検討を行います専門調査会を3月に岡田恒男芝浦工業大学教授を座長といたしまして、専門的な検討を行ってまいりました。当面、この東海地震対策の専門調査会では、まず地域指定の見直し、これについて御審議いただき、この調査地域の見直しの後、東海地震対策の在り方について幅広く検討していただくことにしております。

1ページおめくりいただきたいと思っております。専門調査会の検討結果でございますが、この法律に基づきます地震防災対策強化地域は、大規模な地震が発生した場合に、著しい二次地震災害が生ずる恐れがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域でございます。

この基本的考え方としましては、まず第1に、地震の揺れにつきましては、震度6弱以上の地域を基本といたします。震度6弱といたしますのは、木造建物で言いますと、耐震性の低い住宅では倒壊するものが出てまいりますし、鉄筋コンクリート等につきましては、やはり耐震性の低い建物では壁などが破壊するものがある。そういったことが震度6弱でございます。

また、津波につきましては、一定の大津波、沿岸で3m以上、地上で2m以上の大津波が20分以内に襲来する地域、津波につきましては、避難ということが関係しますので、一定時間内ということで限界を設定いたしました。

それとともに、各地域の実情によりましては、機械的にこういった基準だけではなくて、地域全体で一体的に総合的に防災体制をとる必要がある地域がそれぞれございます。そういった点にも配慮するというその3つの基準に基づきまして、この調査会としての原案を関係都県知事に意見聴取をいたしました。この下の表に出てございますように、赤のところが従来の強化地域でございますが、黄色の部分が原案として各県知事にお示しした案でございますが、関係県知事からは、このブルーの部分、ここにつきましてそれぞれ地震の被害の状況あるいは津波の襲来の状況、そういった地域に即した御意見をいただきました。これらの御意見を、先ほど申し上げました①②そして③の防災体制の確保の観点からの基準についても検討した結果、専門調査会で結論に達しまして、これまでの6県、167市町村から8都県、263市町村に今回強化地域を見直すべきであるという案をいただいております。

次のページに強化地域の案の一覧、具体的名前が出ておりますが、東京都では、新島村、神津島村、三宅村の3件。そして、下に書いてございますように、下線のない市町村は、従来からの167の市町村でございます。点線及び実践の部分が今回追加しようとする市町村でございます。こういったことで、今回の原案としましては、263市町村について強化地域に指定すべきであるという原案でございます。

次に、資料1-2は、これは御参考までに、東海地震対策専門調査会での報告でございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、「防災基本計画の修正について」を御説明いたします。

防災基本計画の修正につきましては、資料2-2が防災基本計画の修正原本でございますが、資料2-1に基づきまして御説明いたします。

これも昨年の6月に開催されました中央防災会議におきまして、防災基本計画の風水害対策編（洪水、土砂災害、高潮）でございます。

そして、原子力災害対策編（原子力艦の原子力災害、緊急被ばく医療）これらについて防災基本計画の修正を行うべきであるということが決定しております。これに基づきまして、伊藤滋都市防災研究所理事長を座長とする防災基本計画専門調査会を設置して、これまで検討を進めてまいりました。

とりわけこの風水害及び原子力災害につきましては、かなり技術的な専門的な問題もございまして、この下の欄にございますように、プロジェクトチームを編成しまして、具体の検討につながったわけでございます。

1ページおめくりいただきたいと思っております。2ページ目ですが、まず「風水害対策に係

る修正のポイント」がございませう。

洪水につきましては、近年、新たな都市型水害の発生が出ております。これは時間雨量100mmを超えるような通常想定を相当超えるようなどしゃ降りの雨でございませうが、こういった短時間集中豪雨が各地で増加してございませう。こういったことから、福岡でありますとか、あるいは東京で一部地下街であるとか、あるいは地下室で、屋内で水死者が出るような、そういう新たな現象が出ます。

また、東海豪雨等、都市部の水害の発生ということで、都市の危機意識の低下によりまして、被害が拡大したり、ライフラインの破損によりまして都市機能が麻痺をするという状態が起っておりませう。

こういったことにおきまして、政府全体としまして、昨年水防法の一部改正を行いました。また、これは省庁再編前の旧省庁の団体がございませうが、国土庁、運輸省、自治省、建設省によりまして、地下空間における緊急的な浸水対策実施について、また、12年の11月には建設省の方で都市型水害に関する緊急提言、こういった行政的な対応及び法改正等がなされました。

これらを整備して、今回洪水の基本計画に盛り込むべきものでございませう。

修正の概要につきましては、まず都道府県知事による洪水予報河川の指定ということで、これまで直轄管理機関で行われておりました洪水予報河川、これを知事が管理する河川についても指定して行うようにするというものでございませう。それとともに、河川管理者による浸水想定区域の指定及び公表、そして、そういった情報を住民に周知をする。

更に、洪水予報等を住民、あるいは地下の管理者などに河川管理者から適格かつ迅速に伝達する、更に、地下空間等からの避難体制の確立等の推進、こういったことを洪水関係で修正いたしました。

次に、土砂災害関係でございませう。土砂災害につきましては、平成11年6月に、広島県を中心に死者38名の出る大災害がございました。こういったことから、災害情報の事前の周知徹底、あるいは伝達体制の充実の必要性が養成されております。

一方、災害のハザードマップの作成市町村は約3割ございまして、また、具体的な避難勧告基準の策定された市町村も2.5割でございませう。

こういったことを踏まえまして、平成12年に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が制定されました。

また、並行して、豪雨災害対策のための情報提供の推進についてということが中央防炎会議の局員会議で決定されてございませう。

こういったことを受けて、都道府県知事によります土砂災害警戒区域の指定及び特別警戒区域における開発行為の制限。避難体制の整備及び円滑な警戒避難のための事項の住民への周知。こういった事柄を盛り込もうとするものでございます。

3番目に、高潮でございます、これにつきましては、平成11年9月、熊本県不知火海岸で、高潮被害12名の死者が出た。これに対応するために、平成13年3月に内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省等で、高潮対策強化マニュアルを策定いたしました。こういったことを防災基本計画に盛り込もうとするものでございます。

次の4ページをお開きいただきたいと思います。

原子力災害対策でございますが、まず第1に、原子力艦の原子力災害対策でございます。これにつきましては、これまでに横須賀、佐世保、沖縄、この3つの米軍基地に米軍の原子力艦が1,000回以上寄港してございます。これにつきましては、一昨年、関係自治体が防災計画を策定するための根拠といたしまして、「原子力艦の原子力災害に関しましては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画においてその対応に留意するものとする」といったことが防災基本計画に追加になりまして、その修正を受けまして、横須賀市を皮切りに、神奈川県、千葉県、沖縄県、佐世保市等で地域防災計画が策定されてございます。

それを受けまして、関係政府の役割、それぞれ関係省庁の役割分担を昨年13年3月、内閣官房、内閣府等13省庁で行いしましたが、そういったことを整理いたしまして、初動体制の確立等につきまして内閣官房、災害対策本部設置等は内閣府、また、放射線モニタリングの外国政府からの情報入手、ここに書いてございますような対応につきまして、政府のそれぞれの省庁の役割分担を明確にしようとするものでございます。

次に、緊急被ばく医療につきましては、11年9月の東海村ウラン加工工場の事故を受けまして、原子力災害対策特別措置法が策定されましたが、昨年、原子力安全委員会から「緊急被ばく医療の在り方について」がまとめられました。

これらの事柄を今回、防災基本計画に盛り込もうとするものでございます。

その他の修正といたしまして、内閣官房の初動体制、事故災害時の非常災害対策本部員等につきまして修正を行ったものでございます。

以上が防災基本計画の修正でございます。

次に、「今後の地震対策の基本的方向について」ということで、資料3をごらんいただきたいと思っております。

今後の地震対策の在り方につきましては、現在、中央防災会議専門調査会でいろいろ議

論していただきますが、そういった専門調査会の議論を踏まえまして、地震防災関係の省庁とも調整をしながら今回、この地震対策の基本的方向につきまして、中央防災会議の御了承をいただきたいというものでございます。この基本的方向に基づきまして、それぞれ関係省庁で、また具体の地震防災対策の施策を盛り込みまして、そういったものを含めた地震防災対策の基本的な在り方のようなものを政府全体として決定していきたいと考えております。

まず、施策の方向性でございますが、真に安全で安心な社会を形成していくためには、まず第一に実践的な危機管理体制の確立がでございます。

その1としましては、「国及び地方公共団体の役割、目標の明確化及び効果的な連携体制の構築」でございます。

次のページに移りますが、②としましては、「徹底して実践的である地震防災体制の確立」につきましては、防災活動の具体的手順を明らかにしたマニュアルの作成でありますとか、あるいは防災に関する専門職員の育成、そういったことに取り組むべきであるということでございます。

③としましては、「広域的防災体制の確立」でございます。

(2)としまして、「防災協働社会の実現」がでございます。第1に、住民、企業、NPO等と行政の連携による地域の防災対策の推進」でございます。

これにつきましては、国及び地方行政という公助ではなくて、自らを助けるという自助、また、地域だとかいろいろな社会、全体で助け合うという共助、そういう自助、共助そして公助、バランスのとれた対策をとる必要があるということでございます。

また、企業防災の推進ということでございますが、これにつきましては、被災地への物資、サービスの提供等につきましては、行政だけではなくて、企業のそういったシステムうまく活用できないだろうか、③には、平常時の社会システム、災害時における活用でございます。これにつきましても同じようなこともございます。

「防災情報共有社会の実現」につきましては、まず、自助、共助、これが関係者が災害に対処するためには、防災に関する情報きっちりと共有していく必要がある。そのためのシステムを構築するというところでございます。

次のページでございますが、⑤としまして、「震災に強い都市の整備」、これは都市再生でも現在述べられておりますが、それぞれ密集市街地の解消と、都市自体を震災に強い、災害に強いまちとして提示する必要があるということでございます。それとともに国際的な防災教育の推進でございます。



(3) としましては、「効率的、効果的な防災対策の推進」ということで、限られた予算の中でのハード、ソフト両面にわたるメリ張りのある対策を推進する必要がある。

②では、大変大事項目でございますが、住宅や防災上重要な公共建築物の耐震化の推進、これは、住宅に限らず、いろいろ調査でありますとか、あるいは災害時に避難所等として機能します学校さらに病院、社会福祉施設等の公共建築物の耐震化を強力に推進する。

③として、防災への市場原理の導入という部分がございますが、防災に着目した製品の性能標準の設定、こういった防災の機能を導入するということが市場において評価されるようなそういう仕組みを構築する必要があるということでございます。

また、被災者のニーズに合った多様な生活支援としましては、それぞれ被災者の経済的能力、被害の状況に応じた多様な生活支援策を用意する必要があるということでございます。

⑤、次のページでございますが、地震防災のための調査研究の推進でございます。

(4) には、「先端技術を活用した防災対策の推進」ということでございまして、まず第1に、ITを駆使した情報システムを開発する必要がある、また、各種バリアを解消する技術・システムの開発、また、非常に現在は便利な社会になってございますが、便利な社会であるだけにいったん何か災害に遭った際に、非常に脆弱さを露呈することにもなりますので、そういう平常時にちゃんと対応できるようなそういうシステムを開発しておく必要があるということでございます。

最後の5ページをちょっとお聞きいただきたいと思います。今日、この基本的方向につきまして、御審議いただいて、御了承いただければ、これをまた各省に帰って提示いたしまして、また、関係各省の方から、この方向に基づく具体の施策を提示していただいて、次回の中央防災会議でこういう肉づけをした今後の地震対策を御決定いただいて、更に夏の概算要求等につなげていきたいと思っております。

併せて、本日御了解いただけましたら、この方向につきましては、インターネットでパブリックコメントに出したいと思っております。

次にその他事案としまして、最近の中防会議の他の専門調査会の状況、あるいは最近の災害状況を簡単に御報告いたします。

まず第1に、東南海、南海地震等に関する専門調査会でございますが、これにつきましては1枚おめぐりいただきたいと思います。冒頭強化地域の指定の見直しを行いました東海地震、これが一番右側のナスビ型のところが想定震源地でございますが、これは同じ見地で海溝型の地震の想定震源域と考えられますのが、東南海と南海でございます。これ

につきましては、ちょうど終戦の前後、1944年と1946年に大きな地震が起こっておりまして、そのときに東海地震が起きてないということで、東海地震が地震の空白域として歪みが蓄積していると言われていただいております。

それまで過去安政、今から150年前でございますが、あるいは宝永、今から300年前。慶長、400年前。大体100年から150年ぐらいのタイミングで大きな地震が起こっているわけです。今回、東南海、南海につきましては、震源域がかなり海の部分になりますので、東海と同じような観測体制は取れないわけでございますが、これらについて大きな地震が起こった場合には、1ページお戻りいただきたいと思いますが、中部圏、近畿圏。東海から近畿にかけての太平洋岸域における地震等への対策に関する大綱が必要となってくるわけでございます。

次に、防災基本計画の専門調査会でございます。2ページ、今の図の次のページでございますが、これにつきましては、本日御報告しました防災基本計画の修正と併せまして、下を書いてございますような、防災の基本問題の課題の抽出を今、行っております。これらのそれぞれの課題につきまして、また必要な体制を取って検討を進めてまいりたいと思っております。

3ページをお開きいただきたいと思っております。今年度の総合防災訓練大綱について御説明いたします。

防災訓練のポイントでございますが、例年9月1日の総合防災訓練、東海地震対応と南関東地域直下の地震、これを2つ併せてやっておりましたが、それぞれ今年度としては9月1日の東海地震を想定した訓練を新官邸において、全閣僚参加による政府本部運営訓練等を行って、南関東地域につきましては、政府調査団等は昨年どおりでございますが、具体のテーマを設定しての、実務的な事務局運営訓練を行いたい。

そして、1月に南関東地域直下の地震を想定した図上演習を行うこととしてございます。こういったことから、従来9月1日東海と南関東を併せて行っておりましたのを、それぞれ毎年毎年クロスしながら、1月の図上演習と併せてより充実した訓練としたいと思っております。

次に、三宅島関係で御報告いたします。同じ資料の13ページでございます。

一昨年9月に全島避難が行われまして、もう1年7か月経過してございますが、いまだに現在も二酸化硫黄が、この3週間ほど少し減っておりますが、全体的な傾向としては、まだ5,000トン～2万トン/日の二酸化硫黄が放出されてございます。まだ、復興の目途は立っておりません。

島民の方は、都営住宅等を無償提供されまして、避難生活が継続してございます。

また、全島民を対象としました一時帰島を行ってございます。今後、三宅村の復興の計画を現在村で作成してございます。また、避難された住民の方々の生活実態の調査を今行っておりまして、昨年の末に村が行いました調査では、9割の方が帰島を希望、また3割の方が暮らし向きが苦しいと回答してございます。

現在、都におきまして50歳以上の世帯主の世帯を対象に訪問調査を実施してございます。14ページでございますが、有珠山につきましては、昨年12月のこの中央防災会議で、避難地域整備計画を策定する地域の指定をしていただきました。それに基づきまして、道路の方で避難施設緊急整備計画を策定しまして、これに基づきまして、去る18日付けで内閣総理大臣が北海道知事に同意したことの御報告でございます。ごらんいただきますような、避難路の整備計画が同意されてございます。

15ページ以下が、平成13年度の主な災害発生状況でございますが、12年度にもありますが、昨年13年3月に芸予地震がありましたほかは、13年度としては大きな自然災害は余りございませんでした。台風等、あるいは9月1日の新宿歌舞伎町ビル火災、これにつきましては、その後消防法の一部改正という法律が昨日成立しております。

また、この春の特徴としましては、林野火災、取り分け宝塚、松本、岐阜と出てございますが、住宅地に大変近いところでの山林火災が多かったことが特徴でございますが、これにつきましても消防庁、林野庁を中心としました関係機関によりまして、研究会を設置することとしてございます。

17ページでございますが、富士山ハザードマップの検討状況でございます。富士山につきましては、一昨年の年末から今年の春にかけて、低周波地震が頻発しまして、地下のマグマの動きに関係すると見られる動きでございます。

こういったことを受けて、政府と神奈川県、山梨県、静岡県、更に地元の15市町村で、富士山のハザードマップの検討のための協議会を設置してございます。現在、具体的に委員会で宝永噴火によります被害想定等を、検討してございまして、近々協議会へ報告できますので、そういった報告を整理した段階で、またこの中央防災会議でも御報告をさせていただきますと思っております。

18ページが、去る4月21日に「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」が整備されました。これにつきましては、皇太子・同妃、両殿下の御臨席もありまして、政府代表として村井防災担当大臣が出席いたしました。

最後でございますが、中央防災会議の会長専決事項の処理でございます。お手元のとお

りでございます。

以上でございます。

防災担当大臣 大分長くなりましたが、恐縮でございますがもう一つだけ、消防法の改正につきまして、資料をいただいておりますので、総務大臣から御発言をお願いいたします。

総務大臣 今、御説明がありました、消防法の一部を改正する法律は、平成13年9月1日に発生しました新宿歌舞伎町ビル火災等を踏まえまして、法律の改正を行ったものでございまして、昨日4月22日に可決成立いたしました。

お手元に資料5がありますから、ちょっと活字が小そうございますけれども、見ていただければいいと思いますが、そこに1～5まで、点線の囲いの中はよろしゅうございます。1つは、違反是正の徹底ということで、立入検査の制限を見直して、これを広げるということであります。例えば、今まで立入検査は営業時間、または日中だったわけですが、全時間帯やると。

証票提示の相手方の拡大もそういうふうにと。

措置命令、使用禁止命令の、今までも制度はあったんですが、発動要件が不明確でございまして、なかなか消防の方が発動しなかったわけですが、今回はそれを明確化してやってもらうと、今までは火災予防上必要があると認める場合とありましたが、今回は措置命令、その中にありますようなものの不履行のため、引き続き火災予防に危険であると認める場合等。少々疑しくてもやってもらうというふうを考えております。

主体の拡大でございまして、そこにありますように消防長または今までは消防署長しかできなかったものを、全消防吏員ができるということになります。

大きい2番目は、防火管理の徹底でございまして、防火対象物の定期点検報告制度を導入いたします。

ちゃんと守っているところは、そういう報告の免除の認定もやるということでございます。

大きい3番目は、避難・安全基準の強化でございまして、避難上必要な施設（廊下、階段、避難口等）等に物件がみだりに存置されないような管理を義務付けます。

4番目、その他では、罰則の強化、罰則の引き上げ、両罰強化。

関係機関との連携強化という条文を特に入れてまして、消防長等が関係官公署へ、例えば警察でございますとか、建築基準関係だとか、あるいは保健所等への照会・協力要請ができるという規定を入れております。

(3)は、消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃しまして、これはもっと広くできるようにすると。

施行期日は、公布日から6月以内で政令で定める日。

こういうふうに強化いたしまして、是非実効を期したいというふうに考えております。以上であります。

防災担当大臣 どうもありがとうございました。それでは、早速審議に入らせていただきたいと思えます。

先ほど御説明申し上げました事項等につきまして、御質問あるいは御意見ございましたら、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうぞ、防衛庁副長官。

防衛庁副長官 防衛庁自衛隊といたしましては、まず東海地震対策につきましては、地震防災対策強化対象地域の指定に先立ち、自衛隊の計画の見直しに向けて作業を開始したところであり、引き続き所用の見直しを適切に行いたいと思えます。

2つ目に、原子力艦原子力災害につきましては、今般新たに防災基本計画に対策が位置づけられたことを踏まえ、専門家等の輸送支援、モニタリングの支援等、計画に基づいて適切に対応いたしてまいります。

3つ目に、平成14年度総合防災訓練につきましては、新官邸を活用した、東海地震対処の訓練、南関東直下型地震を想定した、図上訓練等に積極的に参画し、災害対処能力の向上に努めてまいります。

4つ目に、有珠山については、今後避難施設の整備が行われることから、万一の場合に備えて、北海道知事からの要請を受けて、避難者の輸送支援を迅速に行うことといたしております。

いずれにしましても、今後とも内閣官房、内閣府を始めとする関係省庁や、関係地方公共団体との一層緊密な連携を推進し、国民の生命・財産の保護に、万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

防災担当大臣 民間委員の先生方から、いかがでございましょうか。

どうぞ、宮津委員。

宮津委員 今、資料3で今後の地震対策の基本的方向についてという資料で、先ほど総理の方からもごあいさつの中で触れていただきましたけれども、IT関係を活用して、災害時の情報を国民にうまく伝えるようにということに関しては、実は2つの面があります。

一つは現実に様々な情報があるのですが、実際にそれがうまく活用されていないという

要素があります。

もう一つは、最近では多種多様な商品が出ており、様々なネットワークにお客様が入っていますが、災害のときにはそのような様々なネットワークにおいて災害用の情報伝達に利用できる形態、これは技術的にプラットフォームの問題というようなことになるのですが、そのような準備が必要です。

したがって、今、自由競争でいろいろなメーカーが、様々な製品をつくり、お客様に提供していますから、それはそれで良いのですが、災害の場合はそれが裏目に出ることもあるから、そのようなところを共通的なシステムとしてあらかじめお金も掛けて準備しておかないといけないと思っています。

そういった類のことは、もう既にこちらの専門委員会などでかなり議論はしておりますし、結構なことだと思っておりますので、私どもも喜んで協力させてもらいたいと思っております。

防災担当大臣 ありがとうございます。また専門委員会で、よく詰めさせていただきたいと思えます。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、重川委員。

重川委員 今回、原子力災害編をこれから自治体でも整備済み、あるいは作成中のところがあるんですが、現実には万一こういう事態が起こったときに、早急にやらなければいけないのは、現場でどれぐらいの放射能が測定されるか、できていればよろしいんですが、モニタリング体制がいかに現場ですぐできるかという体制をつくる必要があると思います。具体的には、いち早く駆け付けのは、恐らく地元の消防、警察、あるいは市町村の職員の方のほうでございますので、どれぐらい値段がする機器かわかりませんが、計画を作成すると同時に、そういう危険性を現場でいち早く把握できるような、そういう手段を併せて整備していく必要があるのではないかというふうに思います。

防災担当大臣 ごもったもな御意見だと思いますが、何かコメントありますか。

内閣府高橋政策統括官 この基本計画の修正を受けて、また関係各省、関係自治体ともよく協力して、具体的なマニュアルの作成をしたいと思っておりますので、そういう中で今、御指摘のようなことも十分配慮するようにいたしたいと思っております。

防災担当大臣 主な原子力発電施設ですとか、そういうところにはモニタリングポストですとか、いろいろ設置されております。今の御意見を踏まえまして、ブラッシュアップしていきたいと思えます。

ほかにいかがでございましょうか。

国土交通大臣 政府側からでもいいですか。

防災担当大臣 どうぞ。

国土交通大臣 静岡県石川知事さんに伺いたいですけれども、この間、閣僚懇でも言ったんですけれども、村井防災担当大臣がいらして、阪神・淡路大震災の「人と防災未来センター」というのをお金を掛けてつくりました。

少なくとも、総工費60億でつくったものが、そこで人材育成と言いますが、全国からその防災センターに人材を派遣して、そこで人災育成をして、そして県に帰ると言いますが、もしも静岡からお出しになって、その人が研修して県に帰ったら、資格も別にわからない、研修も受けたという実績だけ、災害があったときにその人が防災担当になるかどうかはわからない、どうしますか。

だから、私はそういう意味でこの防災センターが阪神・淡路大震災の「人と防災未来センター」というものをせっかくつくったんなら、アメリカのFEMAとまではいかないけれども、せっかく阪神・淡路大震災でそのセンターをつくって、人材育成をするのであれば、その育成した人たちが県に帰って、例えば防災のマニュアルをつくる責任者になるとか、あるいは全国で何かあったときには、静岡へ石川知事が要請されたら、その研修を受けた人たちがFEMAのように全部行って、そこで防災対策を練るとか何かのことをしなければ、ただセンターを建てればいいということではないということをお願いしたんですけれども、石川知事さん、何かいい知恵ありますか。教えてください。

石川委員 ここへ研修で派遣をするということになれば、当然それぞれ送り出した自治体は、今、扇大臣がおっしゃったようなことを期待して人を派遣しているはずですので、研修を受けて帰ってくれば、防災担当の枢要の場所に就けて、マニュアル等が整備されていなければそういうところに着手するでしょうし、人材を十分に活用する体制になると思います。

それから、いざ静岡県を中心に東海大地震の被害が出た場合に、広域応援体制が今、組まれておりまして、個々具体的にどういう方面から駆け付けていただけるかというようなことは、それぞれ承知をしておりますので、我々はそれに大変期待をしているわけであります。

今回のこの東海地震については、強化地域の拡大がされましたので、一番中心部にある当県とすれば、今までは隣接県にもかなり期待を持っていたんですけれども、特に愛知県、山梨県に拡大をされてきておりますので、そうするともっと広域的な応援に依存せざるを得ない。その広域応援体制が、静岡県に駆け付ける途中でかなりの人材の被害がありますの

で、本当にそういうところを飛び越えてうちに来てくれるかどうか、これはこれからもう一度実際の訓練を通じて、確認をしながらやっていかないといけないなと思っております。

国土交通大臣 今、おっしゃったように、そういうことを想定したものを、この人と防災未来センターで、シミュレーションをつくって完全にしておかなければ、センターをつくったって、受けた人を枢要な位置に就けるとおっしゃるけれども、果たしてその人がずっとそこにいるかどうかもわからないので、是非これは村井大臣に、もう一度これを生かせるように是非していただきたいと思えます。

災害列島であるからこそ、これだけのお金を掛けて人材センターをつくったのであれば、その活用方法をこういう民間の皆さんの知恵を是非生かしていただいて、本当に全国で災害があったときに、人材センターで育った人たちが役に立つということを御指導いただきたいと思うので、注文を付けてすません。

総務大臣 大がかりな研修をやるんなら、設備施設から、教員から、カリキュラムから、実験をするところとか、実習をやる場所とか、しっかりしなければいかぬのです。だから、今、扇大臣の指摘については、国として仕組みをしっかりとつくらねえといけません。

国土交通大臣 私、行ったんです。行って聞いたら、何日もやると言うから。

総務大臣 兵庫県一県で全てやるのは難しい。そんな簡単にはいきませんよ。

防災担当大臣 その辺りも含めまして、対応できるような工夫を、実際問題として国も補助をしておりますし、ある程度御期待に応えるような形にしているつもりであります。また、総務大臣にもよく御説明をさせていただきます。

ただ、大変重要な御指摘でございますし、先般私もこの開館式にまいりましたときに、初代のセンター長になる方にもよく御趣旨は話をいたしておきました。また、十分検討していただけたと思っておりますし、非常に重要な問題意識だと思っております。

特に扇大臣の御指摘で、地方自治体の職員がそこで研修を受けても、他のセクションに移ってしまった場合、果たしてその知見を活用できるかというような問題意識もおありでございましたし、非常にごもったもな御意見だと思います。

また片山大臣から御指摘がございまして、兵庫県だけの負担でということであれば、そこにおのずから限界があるだろうという点もよくわかりますので、その辺りを含めまして、また研究させていただきます。

ほかにはいかがでございましょうか。

それでは、いろいろ貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。ただいまの御意見を生かしまして、今後の防災行政に幅広く生かしてまいりたいと存じます。



それでは、地震防災対策強化地域の指定のほか、防災基本計画の修正、今後の地震対策の基本的方向及び平成14年度総合防災訓練大綱の4つの案件につきましては、先ほど御説明いたしました原案のとおり、御了承いただくということによろしゅうございましょうか。  
(「異議なし」と声あり)

防災担当大臣 ありがとうございます。それでは、地震防災対策強化地域の指定につきましては、前回の中央防災会議における総理からの諮問に対して原案のとおり、この中央防災会議におきまして、答申をするということのを了承されたわけでございます。このため地震防災対策強化地域につきましては、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づきまして、総理から明日の24日付けで指定し、公示するというところで御理解をいただきたいと存じます。

防災基本計画につきましては、災害対策基本法第34条第1項に基づきまして、この中央防災会議におきまして原案どおり修正された次第でございます。

また、今後の地震対策につきましては、本日御意見をいただきました基本方向に基づきまして、具体的施策について各省庁とまとめてまいりたいと存じますので、よろしく御協力をお願い申し上げたいと存じます。

また、平成14年度の総合防災訓練の実施につきましては、実践的な訓練とするべく、各省庁の御協力をお願いしたいと存じます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきますが、中央防災会議運営要領の規定に基づきまして、会議終了後私の方から審議の内容を記者発表させていただきたいと存じますので、あらかじめ御了承をお願い申し上げたいと存じます。

以上で終了させていただきます。本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。